

**Baker
McKenzie.**

業務行動規範

正しい選択をし。
正しいことをすること。

所外

親愛なる同僚の皆さん、

私たちの社会的評価は、私たちの最も貴重な資産です。私たちは日々、自分たちの選択によってその資産を獲得しています。そして、私たち一人ひとは、法律および職業上の責任の範囲内で、当事務所のクライアント、地域社会、当事務所、および自分自身のために、正しい選択をし、正しいことをすることによって、その資産を維持する義務を負っています。

正しい選択をすることは、必ずしも単純明快、または簡単ではありません。法律は必ずしも明確ではなく、時には相反することもあります。法的基準も異なります。規則は、施行されている国の国境を越えて適用され、現地の慣行と相反する、その領域を踏み出してしまう規則が生み出されます。業務上のプレッシャーにより、手間を惜しみたくなることもあります。

ベーカー・マッケンジーの業務行動規範は、すべてのパートナー、弁護士および従業員が、私たちの行う選択において、ならびに私たちの行動において指針となる原則を知ることができるようにするために策定されました。この規範は、多くの分野における私たちの法的および倫理的な義務ならびに責任を明らかにしています。また、具体的かつ明確な方針が記載されていない場合に、どのように行動すべきかの指針を示しています。さらに、この規範には、国連グローバル・コンパクトの署名機関として、人権、公正な労働、環境、および腐敗防止の分野において、当事務所の方針および業務を同コンパクトの原則に整合させるという当事務所のコミットメントも反映されています。

私たちは、皆さんがこの規範を読み、当事務所の原則、方針、および基準を遵守することを期待しています。

私たちはまた、この規範やその適用について疑問点がある場合には、ガイダンスを受けることを期待しています。

そして、現地の個人情報保護法および雇用法で許容される範囲内で、違反行為を知ったときまたは違反が疑われるときには、報告することを期待します。

私たち全員が、ベーカー・マッケンジーの名声から受ける恩恵を分かち合っています。私たちはまた、その名声を維持し、保護する責任も共有しています。皆さんがそれぞれの自分の役割を果たしてくださっていることに感謝しております。



Milton Cheng

Global Chair of the Executive Committee



目次

4 基本理念

5 当事務所の業務行動規範に関して

期待されることは？

どのように判断するか？

どこでガイダンスを受けるか？

匿名で問題を通報できるか？

調査が行われる場合はどうすればよいか？

この規範に違反した場合の罰則は？

報復から保護されるか？

8 正しい選択をし、正しいことをすること

8 人材に関して

インクルージョン、ダイバーシティ&エクイティ

ハラスメント

職場での行動

支援および能力開発

健康かつ安全な職場環境

アルコールおよび禁止物質

11 クライアントに関して

品質に妥協しないこと

知識の共有

クライアント／案件の引受け

時間の記録および請求

ビジネス上の接待および儀礼

クライアント企業への投資

クライアントにおける取締役の職、およびその他の受託者としての役割

サーベンス・オクスリー法の遵守

マネーロンダリングの防止

14 他の人との対応に関して

利益相反を回避すること

仕事上の関係

腐敗防止法の遵守

購買方針およびサプライヤー

16 制裁措置への対応に関して

17 競合事業者への対応に関して

18 財務情報およびその他の情報に関して

財務情報およびその他の情報の正確さ

機密情報の保護

プライバシーおよび個人情報

インサイダー取引

文書および記録の保持

20 技術および通信に関して

事務所の情報システムの使用

ソーシャルメディアの使用

ニュースメディアへの対応

22 世界および私たちの地域社会に関して

環境を守る

地域社会への貢献

政治活動

基本理念

ベーカー・マッケンジー業務行動規範は、パートナー、従業員を問わず、ベーカー・マッケンジーのすべての人が、適用されるすべての法律、規則、規制、および当事務所の方針と基準を遵守することを目的としています。

どのような規範もすべての状況に対応することはできないため、私たちは、当事務所全体の意思決定および行動のための試金石として、この「指導原則」を策定しました。

私たちは、法律を尊重し、遵守します。

私たちは法律事務所です。私たちは、法律を知り、それを適用し、遵守する個人的かつ専門職としての義務を負っています。私たちは、常にクライアントにも同様のことを実施するよう助言しなければなりません。



私たちは一つの事務所です。

私たちのうちの一人が行うことは、私たち全員が行うことです。私たちは毎日、どこにいても、すべての取引において、誠実さと敬意をもって行動しなければなりません。なぜなら、私たちの行動は、ベーカー・マッケンジーに反映するものだからです。



私たちは、自分の行動に対して責任を負っています。

私たちは、自分がしたこと、自分がしなかったことについて、お互いに責任を負います。私たちの助言およびサービスの質、私たちの決定および行動の誠実さに対して責任を負うのです。



私たちは、自分たちの専門職としての責任を真摯に受け止めています。

法律事務所として、裁判所、および私たちが活動する弁護士会／法律家協会の倫理基準を理解し、その基準を遵守することは私たちの義務です。



私たちは、すべての人を公正に、尊厳をもって扱います。
当事務所は、設立以来、インクルージョン、ダイバーシティ、機会均等という究極の目標を採用してきました。私たちの友好を重んじる文化には、先入観、差別、偏見または虐待が存在する場所はありません。



私たちには競争力がありますが、公正に競争します。

私たちは、クライアント、サプライヤー、競合会社に対して、そしてお互いに誠実に対応します。私たちは、贈収賄に関与しませんし、私たちに代わって誰かが贈収賄を行うことを許容しません。私たちは、家族、友人、または個人的に利害関係のある企業に対して、ビジネスを指示しません。



私たちは、当事務所に預けられた情報を保護します。

私たちは、機微に触れる機密情報に関与することがあります。私たちは、自分の裁量と技術の両方を駆使して、こうした機密を守らなければなりません。私たちは、インサイダー情報に基づいて行動したり、インサイダー情報を共有したりすることは絶対にしません。



私たちは、悪評のある人物とビジネスを行いません。

私たちには、クライアントについて知り、違法行為や腐敗行為に関与している人物、または資金源が疑わしい人物との取引を拒否する法的義務および職務上の義務があります。私たちは、クライアントのために仕事を開始する前に、デューデリジェンスを実施する必要があります。私たちが誰かの代理となることを拒否する場合には、書面で行う必要があります。



当事務所では誠実さと透明性を確保しています。

私たちの言葉が私たちの絆です。私たちは、クライアント、従業員同士、関わるすべての人に対して、誠実に対応します。私たちは、自分の仕事と時間を正確かつ適時に記録します。私たちは、自分が従うべき基準および契約に従って報酬を請求します。



私たちは、地域社会に感謝し、奉仕します。

私たちは、責任ある企業市民として、資源を賢く利用し、当事務所を支えてくれる地域社会に還元する義務を負っています。

当事務所の業務行動規範に関して

当事務所の業務行動規範は、ベーカー・マッケンジーおよび関連事業者で働くすべての人に適用されます。私たちは、サプライヤーおよびベンダーを含め、当事務所とビジネスを行う人たちがこの原則を尊重することを期待しています。

期待されることは？

すべてのパートナーおよび従業員には、次に掲げる事項を読み、理解することが期待されています：

- ベーカー・マッケンジー業務行動規範
- この規範の適用に関するガイダンスを入手する場所と時期
- この規範の違反または違反の疑いを報告する義務¹
- 違反または違反の疑いがある行為に関する調査に協力する義務
- その問題が適切対処されるまで、上位者の判断を仰ぐ義務
- 自分の監督対象者の違反を発見するために十分な監督を行う、監督者の義務、および
- 誠意をもって報告した者に対する報復が起きないように、公正、客観的かつ迅速に違反に対処する、報告を受けた者の義務。

当事務所は、パートナーおよび管理職に特に高い期待を寄せています。パートナーおよび管理職には、模範となって導くこと、倫理的な行動の文化を作り出すこと、および自分の監督対象者がこの規範に精通して、規範違反の可能性について指針を求めたり、報告したりしやすい環境を醸成することが期待されています。

¹ この規範の違反を知った場合、または違反の疑いを報告する義務、およびそのための手続は、適用される現地の個人情報保護法、労働法、および雇用法によって認められている範囲、かつそれらを遵守する範囲においてのみ適用されます。

どのように判断するか?

この規範の次に掲げる事項では、いくつかの具体的な分野における当事務所のコンプライアンス義務および当事務所の基準について説明しています。これらの基準の多くは、出発点となるものです。上記基準は、皆さんがまた考慮し遵守する必要がある特定の地域の法律、規制、および専門的な基準に対応するものではありません。

当事務所が方針または基準を設けていない状況に遭遇することがあるかもしれません。あるいは、或る方針が目の前の事実に適用できるかどうかについて、確信が持てないかもしれません。そのような場合は、正しい選択をし、正しいことをするために、以下の質問を自分自身に尋ねてみてください：

- 法律または職業倫理に違反していないか?
- この規範の文言および精神と矛盾していないか?
- 自分の行ったことが友人や家族に知られたら恥ずかしくないか?
- 当事務所に損害を与えたり、社会的評価を落としたりする恐れがないか?
- 誰かに身体的、精神的、またはその他の危害を与える恐れがないか?
- このことがブログやニュース記事で取り上げられたら、自分が恥ずかしく思わないか?

こうした質問のすべてに「いいえ」と答えることができれば、安全な立場にいる可能性が高いと言えます。こうした質問のいずれかの答えが「はい」または「はっきりしません」の場合は、指示を仰いでください。

どこでガイダンスを受けるか?

ほとんどの場合、自分の上司または現地の経営幹部が、この規範を理解および適用するための手助けをしてくれるはずです。上司または管理職からのガイダンスに納得がいけない場合には、自分の懸念が適切に対処されたと確信できるまで、他の人に指示を求めてください。

この規範、職業上の責任もしくは法律の違反に気づいた場合、または違反の疑いをいただいた場合は、速やかに自分の上司もしくは現地の経営幹部に報告する必要があります。自分の上司もしくは現地の経営幹部への報告を希望しない場合、または上司もしくは現地の経営幹部が自分の懸念事項に納得できるように対処してくれない場合は、当事務所の General Counsel または Director of Professional Responsibility に自分の懸念事項を報告する必要があります。²

それ以外の方法として、当事務所の「業務行動規範ホットライン」を通じて、違反の疑いを報告したり、質問したりすることもできます。皆さんは、NAVEX Global (世界10,000以上の組織に倫理とコンプライアンスのサービスを提供) が管理する EthicsPoint と呼ばれる機密報告ツールを使用して、電話またはオンラインで報告や質問することができます。EthicsPoint の報告は、現地の法で認められている場合には秘密の形で報告することができます (希望があれば、匿名も可能です)。ホットラインを利用すれば、当事務所の誰もが質問し、ガイダンスを求め、または懸念事項を報告することができます。ホットラインは、私たち全員がこの規範を遵守し、常に最高の倫理基準に従って行動することを確実にするための重要な追加的ツールです。

さらに、当事務所は、各オフィス、プラクティスグループおよび部門に PointONE 連絡担当者を設置しています。これは、自分自身の経験または他人の行動もしくは振舞いなど、職場で気になる事柄があれば相談できる人たちです。この担当者は、安全な空間で、熟練したサポートができるように訓練された、皆さんの話に耳を傾けてくれる人たちです。PointONE 連絡担当者の目的は、すべての人がより尊重され、あらゆる人にとってインクルージョンが感じられる職場づくりに向けて、懸念事項または苦情を提起するための新しい手段を提供することにあります。

² 現地のデータ保護法により、特定の問題を自国外で報告することを制限される場合があります。

匿名で問題を通報できるか？

通報者の身元を知ることは、当事務所がその懸念について最も徹底的な調査を行うのに役立ちます。したがって、既知の違反または違反の疑いを通報する際には、身元を明らかにすることをお勧めします。ただし、自分の身元を明かすことに抵抗がある場合は、ほとんどの法域において匿名で通報することができます。どのような方法で通報をされても、当事務所は通報者の懸念事項を調査し、適切な措置を取ります。

調査が行われる場合はどうすればよいか？

実際の不正行為またはその疑いのある行為は、いかなるものであっても深刻に受け止め、速やかに対処する必要があります。調査の一環として情報提供を求められた場合は全面的に協力する必要があります。質問されたことに正直に答え、電子文書、画像、電子メールを含むすべての関連文書および情報を調査担当者の指示に従って、保存してください。

この規範に違反した場合の罰則は？

当事務所の規範、方針または法律に違反した場合、解雇を含む懲戒処分の対象となり、パートナーの場合は強制退所となります。さらに、違反者は、民事上または刑事上の制裁も受ける可能性があります。自分の行動とともに、他人の行動を観察または認識したことの両方に責任があることを心に留めておいてください。違反行為を報告しなかった場合、たとえその行為に直接の責任がなかったとしても、懲戒処分の対象となることがあります。これは、特に監督する立場の人に当てはまります。

報復から保護されるか？

当事務所は、倫理に反する行為または違法行為と疑われる行為を誠実に報告した人に対する報復を禁止しています。さらに、関連する調査に参加する人に対する報復も禁止されています。自分が報復行為を受けたと思われる場合は、直ちに General Counsel または Director of Professional Responsibility に通知してください。



私たちの社会的評価は、私たちの最も貴重な資産です。私たちは毎日、自分たちの選択によってその資産を獲得しています。

正しい選択をし、正しいことをすること

人材に関して

私たちは、当事務所で働く人たちのインクルージョン、ダイバーシティおよびエクイティ、従業員の能力開発と支援、ならびに職場における尊厳および安全性に取り組んでいます。ベーカー・マッケンジーはまた、世界的な自発的イニシアチブである国連グローバル・コンパクトに署名しており、当事務所は、人権、公正な労働、環境および腐敗防止の分野における 10 原則に、当事務所の方針および業務を整合させることを約束しています。

インクルージョン、ダイバーシティ&エクイティ

ベーカー・マッケンジーは、多様性という考え方に基づき設立されました。当事務所は、創立当初から、多様な人材が個人としても仕事面でも、当事務所とクライアントの成功に全面的に貢献できるような、敬意に満ちたインクルージョンが感じられる環境の構築に努めてきました。私たちは、職場における差別を決して許さず、容認しません。すなわち：

- すべての人事決定は、a) 従業員および従業員候補の間の違いを尊重し、b) 従業員が従事している仕事、または期待される仕事を遂行する能力に関連する要素に基づき、c) すべての適用法令に従って行なわれなければなりません。
- これには、人材の募集、採用、配置、報酬、研修および能力開発、昇進および解雇、ならびにその他の雇用条件に関わる決定が含まれます。
- 私たちが従う現地の適用法はさまざまですが、人事の決定において私たちが考慮の対象にしないように努める違いは、人種、肌の色、信条、宗教、市民権、国籍、民族性、文化的背景、年齢、性別、性自認やその表現、性的指向、婚姻状況、妊娠、および障がいです。

ハラスメント

私たちは、職場におけるハラスメントを容認しません。この原則は、ハラスメントを受けている人またはハラスメントを行っている人が従業員であるか、非従業員であるかを問わず適用されます。

ハラスメントには、虐待を伴い、品位を傷つける行為（特に、言葉による虐待、性的な発言もしくは軽蔑的な画像、模倣、迷惑な接触、もしくはみだらで不快な身振り手振りや冗談など）のパターンがあり、誰からも誘われたり招かれたりしていないもので、ハラスメントを受けた人にとって望ましくない、または明らかに攻撃的であるとみなされる行為です。ハラスメントはまた、個人もしくは集団が同僚を強要し、その社会的評価をおとしめ、同僚に屈辱を与え、その弱体化を図る場合、いじめの形態を取ることもあります。そのようなハラスメントは、オフィス内外で、またはソーシャルメディアを通じて発生することがあります。

ハラスメントの内容が被害者の保護特性のいずれかに関連している場合、ハラスメントは多くの法域で法律に違反します。ただし、当事務所の方針は、あらゆる形態のハラスメントに適用され、適切と判断される場合、当事務所は、ハラスメントを受けている人のために、特定の法的保護がない地域のハラスメントの責任者に対して行動を起こすことができます。

職場での行動

当事務所としては、前向きで安心でき、多様性があり、インクルージョンが感じられる職場環境の構築と維持に努めています。ベーカー・マッケンジーでは、お互いへの対応についての期待事項があり、或る種の行動は容認されていません。私たちが互いに何を期待しているかを理解できるように、当事務所には「敬意、インクルージョン、および職場での行動に関する方針」があり、ここで働くすべての人がこれを熟知し遵守することが求められています。当該方針では、ハラスメント、差別、いじめ、その場に居合わせた人の責任、懸念事項または苦情の提起および対処の方法、ならびに違反した場合の結果などが取り上げられています。当事務所は不適切な行為を深刻に受け止めており、全員がこの方針に記載されていることを含めて、職場における期待事項を熟知している必要があります。



私たちのうちの一人が行うことは、私たち全員が行うことです。私たちは毎日、どこにいても、すべての取引において、誠実さと敬意をもって行動しなければなりません。

支援および能力開発

私たちは、従業員の能力とスキルの育成に力を注いでいます。私たちは、法律事務所として初めて弁護士のための「能力開発フレームワーク」を作成し、ビジネスサービスチームの能力開発のためにそのフレームワークを適応させてきました。すなわち：

- 私たちは、当事務所の弁護士、および場合によってはビジネスサービス担当者が、各人の役割に応じた「能力開発フレームワーク」と、各人の仕事のレベルに応じた個人的資質およびパフォーマンスの期待値について熟知していることを期待しています。
- 私たちは、他者を監督する立場にある人が、部下に期待されるパフォーマンスを明確に理解し、監督される者に対して研修および能力開発の機会、ならびに定期的なフィードバックを提供することを期待しています。
- 私たちは、監督者に対して、その監督下にある全員に対して少なくとも年に1回、正式な業績評価を受けられるように保証することを期待しています。
- また、当事務所のすべての弁護士とビジネスサービス担当者は、それぞれの役割および責任に適した社内外の研修を受けることが期待されています。

健康かつ安全な職場環境

私たちは、すべてのオフィスにおいて、健康かつ安全な職場環境を維持することに取り組んでいます。危険な行為、虐待を伴う行為、暴力を伴う行為、またはそのような行為によって脅すことは禁止されており、容認されません。すなわち：

- 私たちは、安全に関するすべての適用法令に従い、安全な方法で行動しなければなりません。
- 各オフィスでは、災害対策計画が策定されていること、およびパートナーと従業員が災害対応の要件を熟知している状態を確認することが期待されています。
- 私たちは、職場における違法物質の販売、所持、配布、または使用、および処方箋薬の誤用を厳しく禁じています。薬物、アルコール、またはその他安全かつ効果的に業務を遂行する能力を損なう物質の影響下にある状態で仕事をするのは違反に相当します。
- 地域の慣習または法律で適切とされる場合には、アルコールが提供される当事務所主催または公認行事で、責任を持って適度にアルコールを摂取することは許されます。
- 武器および銃器は、現地の法律または職務上の責任（例えば、警備員）によって要求されない限り、当事務所の敷地内では許可されていません。

アルコールおよび禁止物質

ベーカー・マッケンジーで働くすべての人は、専門職として業務を遂行し、当事務所のビジネス、または社会的評価を脅かすような行動をしないことが求められます。アルコールもしくはその他の禁止物質の影響下にある状態は、職場もしくは仕事関連の行事、またはその行動が当事務所の社会的評価もしくは当事務所で働く人たちの安全性および幸福に影響を与える可能性のある場所においては禁止されています。コンプライアンスが要求するのは、責任ある消費と専門職としての行動のみです。さらに、お互いを、また当事務所および第三者を守るために、その場に居合わせた人の介入が期待され、奨励されています。

クライアントに関して

法律と私たちの倫理的義務に基づき、私たちはクライアントを第一に考え、働き、行動します。当事務所の「クライアントサービスの原則」では、「品質に妥協しない」、「商業上の問題の本質に迫る」、「シンプルで、簡単に見えるようにする」が求められています。この原則は、クライアントを代理して行動する私たちの情報および指針となります。

品質に妥協しないこと

私たちの社会的評価は、人材、助言およびサービスの質にかかっています。すなわち、私たちは、各案件に適切な人材を配置し、明確かつ十分な指示を与えて、その業務を遂行する上で正しいことをし、正しい方法できるように監督しなければなりません。

知識の共有

私たちが共有する法律、実務、市場に関する知識は、私たち個人の知識よりも強力です。クライアントは、私たちがこのグローバルなノウハウをすべての業務に反映させることを期待しています。そして、そうすることにより、当事務所は確実に、私たちが目指している一流の法律事務所として認識されるようになります。

クライアント／案件の引受け

法律事務所も人と同じで、付き合う相手の良し悪しで社会的評価が決まります。すなわち：

- 私たちは、クライアントについてよく知り、その活動が法律に違反し、または資金源が疑わしいクライアントとの取引を拒否する法的義務および職業上の義務を負っています。
- 私たちは、仕事を始める前にクライアントのデューデリジエンスを実施し、またクライアントの代理業務を断る場合には、その旨を書面で確認することが期待されています。
- 当事務所は、新しい案件に着手する前に、それぞれの新規クライアントには当事務所が承認した受任通知書を、それぞれの既存クライアントには案件確認書を提供することを求めています。
- 受任通知書および案件確認書には、Executive Committee により事前に例外扱いが認められない限り、当事務所の標準的な契約条件を含むか、または言及する必要があります。

時間の記録および請求

当事務所は、私たちが行った内容、および必要に応じて私たちが当該案件に費やした時間について、クライアントに対して適時に、完全かつ正確な報告を行う職務上の義務、および契約上の義務を負っています。当事務所は、私たちの請求方針と矛盾する実務を容認しません。

ビジネス上の接待および儀礼

当事務所の「クライアントサービスの原則」では、クライアントと個人的に親しくなり、「関係を友情に変える」ことを奨励しています。しかし、クライアントとの関係はビジネス上の関係であり、或る一線を越えてはならないことを常に念頭に置いておかなければなりません。

私たちが特に注意しなければならないのは、取引を獲得もしくは維持する目的で、またはクライアントの意思決定もしくは取引上の問題、もしくは私たち自身の行動に不適切な影響力を行使する目的で、贈答品、接待、もしくはその他同様の便宜を申し出ない、付与しない、要求しない、または受領しないことです。

適切な仕事上の儀礼は、賄賂とはみなされません。仕事上の儀礼の交換が贈収賄と解釈されないようにするため、仕事上の儀礼は、次に掲げる事項のすべてを充足する必要があります：

- 価格が適切であり、適用法令を遵守していること
- 贈る側と贈られる側の両方の使用者の方針と一致していること
- 取引の獲得もしくは維持、もしくは企業の業務もしくは意思決定、または私たち自身の行動に不適切な影響力を行使することを意図して申し出た、または受領されたものでないこと；および
- 現地の方針を遵守して、適切に承認および報告されたものであること。

いずれの事項に関しても、提案されたことがこの原則と矛盾すると見られるかどうかを判断するために、賢明な判断を下す必要があります。疑問がある場合は、指示を仰いでください。

クライアント企業への投資

パートナーおよび従業員は、クライアントの事業、子会社または関連会社の事業体に投資することは、禁止されています（特定の条件下で公開企業の株式または証券による場合を除きます。）。ただし、Executive Committee に通知して事前承認を得ている場合はこの限りではありません。

クライアントにおける取締役の職、およびその他の受託者としての役割

どのような立場においてであれ当事務所に勤務している場合、事前の書面による許可なしに、自身に対する個人責任または当事務所に対する代位責任をもたらす可能性のある事業体（クライアントまたはその他）の取締役（またはその他の受託者としての役割）を務めることに同意することができないことがあります。



サーベンス・オクスリー法の遵守

米国では、証券発行体の代理人として米国証券取引委員会に出席し、実務を行う弁護士に関する規則および専門職務行動基準が定められています。サーベンス・オクスリー法は、「発行体」の代理人として証券取引委員会 (SEC) で実務を行う米国内外の弁護士に適用されます。「実務」という用語は広義に定義されています。

この規則では、弁護士は、米国の証券取引法の重大な違反、受託者義務違反または類似の違反の証拠を、その発行体の最高法務責任者もしくは最高経営責任者 (もしくはこれらに相当する役職) に報告することが求められています。その発行体の最高法務責任者または最高経営責任者が適切に対応しない場合、当該弁護士は、その証拠を発行体の監査委員会、その他の独立取締役委員会、または正規の取締役会に報告することが求められています。

こうした義務を遵守することは、当事務所の方針です。当事務所は、弁護士によるこの義務の遵守について助言および支援するため、「サーベンス・オクスリー弁護士報告遵守委員会」を設置しており、当事務所の弁護士はこの委員会に違反行為を報告することが求められています。

マネーロンダリングの防止

私たちの方針は、合法的な資金源から得た資金を使い、合法的な事業活動を行う信頼できるクライアントとのみ取引を行うことです。私たちは、すべてのマネーロンダリング防止法およびテロ防止法を遵守することに取り組んでいます。私たちは、マネーロンダリング活動に加担しませんし、クライアントがマネーロンダリング活動に加わる支援をしません。

これはすなわち、資金源、用途の開示、または納税の回避のために資金源を隠すことを、私たち自身はもちろん、他の人を助けることもしないということです。私たちは、テロ行為、麻薬、脱税、および詐欺などの犯罪行為によるものであることが分かっている取引、または犯罪行為が疑われる収益を伴う取引に加わらず、もしくはその種の取引を促進しません。また、他の人がテロ活動の資金源として資金を使用する手助けもしません。

重要なのは、マネーロンダリングが行われたとの疑念を持つ、またはそうした結論に達するのに必要とされる知識の水準は低いということを念頭に置いておくことです。皆さんが何らかの調査の必要性を認識しながら、真実を知りたくないためにその調査を拒否したと検察官が判断した場合は、違反とみなされる可能性があります。

したがって、クライアント、サプライヤー、またはその他の人物がマネーロンダリング活動に関与している可能性があると思われる場合には、その疑いを直ちに上司または現地の経営幹部に報告してください。その上司または経営幹部は、次いで Director of Professional Responsibility に速やかに通知する必要があります。

他の人との対応に関して

利益相反を回避すること

私たちは、投資、利益または提携が、独自に最善の判断をすること、および当事務所の最善の利益のために責任を果たすことの義務の妨げになる場合、または妨げる可能性がある場合は、いずれも避けなければなりません。サプライヤーに関しては、これは次のことを意味します：

- 当事務所の利益との実際の相反、または外見上相反と見られることを回避します。
- 当事務所と取引関係にあるすべてのサプライヤーを公正かつ客観的に取り扱い、個人としての金銭的または個人的関係の配慮に基づく情実や選好は用いません。
- 私たちは、いずれのサプライヤーからも贈答品もしくは接待（「ビジネス上の接待および儀礼」で説明したものを除きます。）を受ける、またはサプライヤーとの関係を利用して個人的な便宜を得たりすることはありません。
- 私たちは、当事務所を代表して自分の家族または近親者の誰かと取引を行ったり、当事務所と取引のある会社に経済的利害を持ったりしません。ただし、その取引が Director of Professional Responsibility に開示された上で、対等な当事者間の条件であると判断された場合はこの限りではありません。

仕事上の関係

利益相反は、実際のものであれ、そうと認識されるものであれ、またはその両方であれ、仕事上の親密な個人的関係（例えば、肉体的に親密な関係、または家族関係）から生じることがあります。職場の人もしくは同僚とのそのような関係にある場合は、その人の個人的な利益が、職務上の利害および義務と衝突したり、衝突する可能性があるように見えたり、またはその人の公平性を損なったり、損なう可能性があるように見えたりする可能性があります。ベーカー・マッケンジーで働く人が仕事上で親密な個人的関係を結んだ場合の責任に関する指針を提供するため、当事務所には「仕事上の関係についての方針」があります。この方針では、親密な個人的関係から生じる相反に関する懸念を特に取り上げ、またそのような関係に対する開示要件を定めています。この方針はまた、関連する経営幹部の支援を受けながら、親密な個人的関係が発生した場合に、実際の利益相反、そうと認識される利益相反、または潜在的な利益相反に対処または回避する方法に関する指針を提供しています。私たちは事務所で働く人のプライバシーを尊重しますが、その福祉とビジネスの安泰を守ることが最も重要です。この方針は、適用される法律に基づく法的義務または規制要件に従うものですが、いかなる状況においても、利益相反、強制的な関係もしくは搾取的な関係、または専門職として不適切な行動は許容されません。

“
すべてのパートナー、弁護士、および従業員は、私たちが行う選択において指針となる原則を知っておく必要があります。”

腐敗防止法の遵守

グローバル企業として、私たちはさまざまな腐敗防止法を遵守する必要があります。腐敗防止法は、私たちと政府および政府関係者との交流に適用されます。腐敗防止法は、クライアントおよびサプライヤーとの取引、ならびに当事務所を代理して行動する第三者の取引も対象としています。

当事務所、弁護士、従業員およびクライアントは、外国政府関係者への賄賂の不正な支払いを対象とする米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) を含みますが、これに限定されない様々な贈収賄防止法および腐敗防止法に基づく重要な義務を負っています。英国賄賂防止法および他の法域における類似の法律も当事務所に適用され、またクライアントに適用される可能性があります。私たちは、この法律を遵守しなければなりませんし、該当する場合は、常にこれらの法律を遵守するようにクライアントに助言しなければなりません。

1. 当事務所は、この方針を遵守するのに役立つ、次に掲げる簡易なガイダンスを策定しました。当事務所では、誰もが誰にも賄賂を渡さないことが期待されているとともに、また義務付けられています。賄賂とは、それを受け取る人に何か不適切なことをさせる意図で、何かを申し出たり、与えたり、求めたり、または受け取ったりすることです。賄賂とは、誰かに何か間違ったことをさせるため、または公務員との関係では、当事務所 (もしくは当事務所のクライアント) のビジネスに有利になるよう影響力を行使するために贈られる何らかのものを指します。
2. 当事務所のために仕事をする際に、この贈収賄の禁止事項、または適用される腐敗防止法に違反したり、違反を知りながら容認したりしてはなりません。
3. ファシリテーション・ペイメントは、取引もしくは行政手続を迅速化する、または実現する目的で、公務員に対して個人的に行われる賄賂 (多くの場合は少額) です。当事務所の業務に関連してファシリテーション・ペイメントを支払ってはいけません。ただし、身体的な危害または違法な自由の喪失から身を守るために真に必要な場合はこの限りではありません。そのような支払いはすべて、速やかに General Counsel または Director of Professional Responsibility に報告しなければなりません。
4. [12ページ](#)で説明したように、適切な仕事上の儀礼は賄賂とはみなされません。

購買方針およびサプライヤー

当事務所の社会的評価、および法的責任にとって、人権、労働権 (強制労働を含みます)、ならびに雇用、環境、腐敗防止、公正競争および知的財産権に関する適用法令を含みますが、これに限定されないすべての適用法令を遵守するサプライヤーとのみ契約することは重要なことです。サプライヤーについて疑念や懸念事項がある場合は、グローバル購買チームに連絡して支援を受けるか、別のサプライヤーを選択してください。

制裁措置への対応に関して

グローバルな法律事務所として、私たちは、制裁の対象となった国、地域、もしくは個人との取引を規定する法令を遵守すること、またはクライアントの遵守の支援を求められることが頻繁にあります。こうした制裁措置の多くは、国際的（例えば、国連）、地域的または国家的なコミットメントに基づくもので、私たちが活動する法域で適用され、たとえ別の地域的な事項に関しても適用されます。

制限される活動には、サービス（ほとんどの法的サービスを含みます。）の提供または受領、支払い、当該制裁対象国、地域および人物との他の人のビジネスの促進、ならびに製品、ソフトウェアおよび技術の輸出、再輸出または輸入が含まれます。この制限は極めて広範であり、厳しく取り締まられ、また頻繁に変更されます。

私たちは、国、地域もしくは国際的な制裁の対象となる個人、企業もしくは国との間で、製品、サービスもしくは技術を提供もしくは受領する取引を許可し、承認すること、制裁を知らずして取引を始めること、またはクライアントが取引を始める支援をすることは禁止しています。特定のクライアント自体が取引を行うことを制限されていない場合でも、私たち自身のサービスが問題となる可能性があります。

クライアントの行動、またはクライアントの代理として行動する人の活動が制裁法の違反につながる可能性があると思われる場合、またはそう考える理由がある場合は、直ちに自分の上司および／または現地の経営幹部に相談してください。同様に上司および／または現地の経営幹部には、報告された懸念を Director of Professional Responsibility に速やかに報告することが求められています。



**クライアントの私たち
に対する信用の大きな
部分は、私たちがクライ
アントと共有する機密
を保持でき、かつ保持す
る意思があるというク
ライアントの信頼に基
づいています。**

競合事業者への対応に関して

私たちは、公正かつ誠実に、人材、助言およびサービスの質のみに基づいて、決して不公正な行為に基づくことなく競争することに取り組んでいます。すなわち：

- 私たちは、競合他社について誤解を招く、または中傷となるような発言は行いません。
- 私たちは、競争法(独占禁止法)を厳格に遵守します。競争法は、取引を制限する可能性のある活動に関する話し合い、または公式もしくは非公式の合意を締結することを全面的に禁じています。例えば、談合、価格操作、特定の市場領域を競合事業者と分割する、または割り当てることなどが挙げられます。競合する法律事務所所属のどなたかと話をする際に、当事務所が請求する報酬額または提供する割引について話すことさえも、問題になることがあります。

競合事業者との会話で、こうした話題のうちいずれかが出たときは、直ちに会話を中止し、上司および／または現地の経営幹部に報告してください。上司および／または経営幹部は、これを受けて、当事務所の General Counsel または Director of Professional Responsibility に速やかに報告することが求められています。



財務情報およびその他の情報に関して

財務情報およびその他の情報の正確さ

私たちが日常的な職務の一環として作成する記録は、当事務所の財務情報に大きな影響を及ぼします。当事務所の業務記録に情報を入力する場合、信ずるに足るものを、正確かつ完全に、読みやすく、適時に入力する責任を負います。当該情報には、業務時間記録、経費、領収書、クライアント記録、および規制上の報告書またはその他の財務報告書などが含まれることがあります。

記録されない「裏金」もしくは「帳簿外」口座を設けること、または当事務所の帳簿および記録を改ざんするその他の手段を講じることは、当事務所の方針に違反するものです。財務記録の改ざんは、関与した個人の刑事訴追の可能性を含め、深刻な結果を招きます。

機密情報の保護

弁護士として、私たちは、機微に触れる機密情報に関与することがあります。クライアントの私たちに對する信用の大きな部分は、私たちがクライアントと共有する機密を保持でき、かつ保持する意思があるというクライアントの信頼に基づいています。同時に、私たちの多くは、職務を遂行するため、当事務所の機密情報、専有情報にアクセスする必要があります。

このようなクライアントおよび当事務所の情報（場合によっては、ビジネスパートナーおよびサプライヤーから提供された情報）の機密の保持および保護は、当事務所が特に開示することを認めた場合、私たちが従っている専門職としての責任に関する規則で許可された場合、または法律で要求された場合を除いて、私たちの責任です。すなわち：

- クライアントが当事務所に対して助言を求めた、または仕事の売り込みを依頼したという事実は、助言そのものと同様に機密です。私たちは、たとえ不注意であったとしても、クライアント、元クライアント、今後取引をすることが見込まれるクライアントの身元を、本人の同意がない限り、開示してはなりません。
- 私たちには、コンピュータ、ノートパソコン、モバイル機器、インターネット、Wi-Fi ホットスポット、フラッシュドライブおよび USB デバイスなどの記憶装置、ならびにリモートアクセスなどを含む、当事務所のネットワーク、システム、アプリケーションおよび機器の使用に関する、当事務所のセキュリティ対策および内部統制手続を熟知し、これに従うことが求められています。
- この要件は、当事務所のアプリケーションがインストールされている、または当事務所のアプリケーションにアクセスする個人所有のいかなるデバイスにも適用されます。
- 私たちには、これらのデバイスの紛失または盗難の恐れがある場所では、これを慎重に保護すること、パスワードまたはアクセスコードを共有しないこと、および自分のアカウントまたはデバイスを他の人に使用させないことが期待されています。
- エレベーター、空港、レストラン、電車、バス、飛行機などの公共の場、または休憩室もしくはトイレなどの事務所内のオープンエリアにおいて、携帯電話で話をする、または同僚と機微に触れる情報を話し合う際には、注意を払うことが期待されています。
- 私たちは、機密情報を含む文書を、無人の机またはコピー機の上など、権限のない者が読む可能性のある場所に放置しないよう注意しなければなりません。
- 私たちは、いかなる目的であれ、電子メールまたはその他の手段を介して、クライアントまたは会社の情報を、例えば gmail などのインターネットベースの公開メールサービス宛てに送信してはなりません。ただし、クライアントからそうするように特に指示された場合は、この限りではありません。

プライバシーおよび個人情報

私たちは、責任を持って、適用されるすべての法律を遵守し、個人データを取り扱うことに取り組んでいます。個人データには、個人を特定する、または個人の居場所を特定するために使用される可能性のあるすべてのデータが含まれ、とりわけ、氏名、生年月日および出生地、住所、電子メールアドレス、社会保障番号、運転免許証またはその他の政府発行の身分証明書番号、ソーシャルメディア・アカウント、および当該識別子にリンクされたデータなどです。すなわち、当事務所は法律事務所として、および職務上そのようなデータの利用が必要な場合には個人として、次に掲げることが求められます：

- 個人データが収集、処理または使用される法域において、あらゆる個人データに適用される個人情報保護法および規制を理解し、これを遵守すること
- 当事務所が締結する契約の個人情報保護方針、および私たちがデータを使用、処理、またはアクセスする対象であるクライアント、サプライヤー、およびその他の人々から要求される個人情報保護方針について、周囲の人に周知し、その遵守を徹底させること
- 適切な事業目的のためにのみ個人データを収集および使用すること
- 可能な限り、「匿名」データ(名前を削除し、個人を特定できないようにしたもの)または「集計」データ(個人を特定できないように集約したもの)を使用すること
- 個人データへのアクセスは、合法的な事業目的のために必要となる個人に限定すること
- 個人データの処理における不正アクセス、または個人データの偶発的な紛失を防止するために注意を払うこと
- 当事務所が保有する個人情報への不正アクセス、取得、開示、処理または使用に気付いた場合、直ちに上司または当事務所の General Counsel もしくは Director of Professional Responsibility に通知すること

インサイダー取引

インサイダー取引に関与することは、当事務所の方針、倫理的義務および法律に違反します。パートナーおよび従業員は、当事務所内の他の人を通じて、またはクライアントとの接触を通じて、もしくはクライアント、サプライヤー、ビジネスパートナーと協力して仕事をする際に接する人物を通じて得た「重要」な「非公開」情報はいかなるものであれ、あらゆる証券(株式、債券、オプションなど)の売買に使用することを禁止されています。

合理的な投資家が、株式その他の証券の売買または保有を決定する際に重要視するような情報は、「重要」とみなされます。「非公開」情報とは、まだ一般に開示されていない、あるいは一般に浸透していないものを指します。潜在的に重要な非公開情報の例は、次のとおりです：

- 未発表の売上高
- 保留中の合併または買収
- 業績予測
- 操業を縮小する可能性のある労働争議
- 新製品または新サービスの導入
- 主要な人員配置の変更

この方針では、私たちが重要な非公開情報を他の人に提供し、その人が当該情報に基づいて自らの利益のために取引をする場合に発生する「ティッピング(情報漏えい)」も禁止されています。

文書および記録の保持

私たちには、私たちの職務にとって適切な法律上およびビジネス上の要件に従って、すべての記録を保持することが期待されています。記録管理および報告システムの完全性を維持するため、すべてのパートナーおよびスタッフには、適用されるすべての現地の記録保持方針および手順を認識して、遵守することが期待されています。これには、データの共有、保存、検索の方法、およびデータの廃棄が適切である状況が含まれます。

記録の変更および廃棄が特に禁止されている状況は、次のとおりです：

- 法律、政府規制、または当事務所の方針によって禁止されている場合
- 優先されるべき政府の要件、規制要件、または契約上の要件が存在する場合
- 召喚状またはその他の書面提出要求、規制当局の調査、または訴訟について知っている、または予期している場合。

私たちは、違法または不適切な目的で文書を破棄したり、改ざんしたりせず、または破棄もしくは改ざんをさせることはありません。記録には、とりわけ、書類の写し、電子ファイル、動画および音声録音の保存が含まれます。

技術および通信に関して

事務所の情報システムの使用

当事務所の情報システムは、差別的資料、嫌がらせとなる資料、性的に露骨な資料、またはその他の攻撃的で不適切な資料を通信する、または閲覧するなどの禁止行為に関与するために使用することはできません。

この情報システムは、娯楽用ソフトウェアのダウンロード、オンラインゲームをすること、使用許諾のない画像、音楽、動画のダウンロード、または個人的な使用に対して適切な使用許諾を受け、その利用規約に従って使用されるもの以外の音楽もしくは動画の保存に使用することはできません。

さらに、当事務所の IT システムは、当事務所のクライアントの権利を損なうか否かにかかわらず、違法かつ無許可のオンラインコンテンツ配信を伴う活動、または知的財産権を侵害する可能性のあるその他の活動に関与するために使用することはできません。

当事務所がコンピュータ、携帯電話またはその他の携帯機器を提供した場合、当事務所の方針に従って適切に当該機器を使用することが求められています。こうした方針は常に、当事務所の機器に適用されており、勤務時間外または出張中でも変更されることはありません。

当事務所の技術を使用する際には、プライバシーを期待するべきではありません。当事務所の技術システム上で書き込み、保存、送信、記録をしたものは、現地の法律で特に禁止されている場合を除き、皆さんの事前の許可なく当事務所は閲覧することができます。

ソーシャルメディアの使用

当事務所は、ソーシャルメディア・サイトへのアクセスを全面的に制限していません。ただし、当事務所には、ソーシャルメディアを利用する際に遵守すべき実質的な法的責任および倫理的責任があります。この責任には、当事務所とそのクライアントのプライバシー、機密性、および法的利益を保護する義務、ならびに許容されない弁護士広告を構成する可能性のある方法で、ソーシャルメディアを使用しない義務が含まれます。

ソーシャルメディアを使用する場合、当事務所内の誰か、クライアント、当事務所のサプライヤー、案件の相手方、または裁判官もしくは規制当局が、その発言や投稿を見る可能性があることを承知の上で行う必要があります。当事務所の機密情報、ビジネス情報、専有情報、または当事務所のクライアントに関するいかなる話題も不適切です。ただし、当事務所の経営幹部および影響を受けるクライアントから事前に明示的な許可を得ているか、または適用される労働法もしくは雇用法の下でその通信が明確に許可されている場合はこの限りではありません。

保護される言論に関連するものを除き、法律に違反する行為、もしくは利益相反を引き起こす行為、もしくは当事務所の業務上の利益を損なう行為、またはクライアントはいかなるものであれ、禁止されており、懲戒の対象となる可能性があります。

ニュースメディアへの対応

メディアとの関係は、当事務所の能力と強みを認知してもらうための重要なパーツです。メディアは、当事務所の社会的評価を高め、かつ保護するための重要な要素でもあります。ただし、ニュースメディアへの対応は、リスクがないわけではありません。そのため、メディアとの接触には慎重に取り組むことが重要です。

パートナーおよび許可された専門職のみが、当事務所を代表してメディアとの接触および問い合わせに応じ、話をするすることができます。パートナーは、自分が専門とする特定の法律分野についてのみコメントする必要があります。会長またはその指名を受けた者のみが、機微に触れる問題および事務所全体に関わる問題についてメディアと話することができます。

世界および私たちの地域社会に関して

私たちは、私たちの人材、専門知識、リソース、人間関係、および影響力を駆使して、地域社会のその他の人々を助け、また地球全体に関わる重大な問題に対して前向きで持続的な影響を与えることに取り組んでいます。

環境を守る

私たちは、同事務所で働いている人たち、クライアント、および私たちが生活し仕事をする地域社会にとって、環境の持続可能性が重要であることを認識しています。私たちは、すべてのパートナーと従業員が、事業運営に必要なエネルギーおよび天然資源を削減、再利用、リサイクルする取り組みに貢献し、持続可能性を当事務所の事業戦略、経営モデル、および重大なプロセスに統合することを期待しています。

地域社会への貢献

私たちは、ボランティア活動と慈善活動を通じて、自分たちが生活し、働いている地域社会に対して支援することを、オフィスおよびスタッフに奨励しています。慈善活動と地域社会での活動への参加は、完全に任意です。当事務所の資金および／または資産の投入については、現地の方針に従う必要があります。

政治活動

当事務所は、政治的プロセスへの参加を是認しています。ただし、パートナーおよび従業員は、現地の法律に別段の定めがある場合を除き、自発的かつ個人的な時間内のみ参加する必要があります。また、パートナーおよび従業員は、政治活動への参加がその職務遂行能力を損なわないことについて確認しなければなりません。パートナーおよび従業員は、当事務所の名前、時間、資金またはその他のリソースを使用して政治献金を行うことはできません。

プロボノで行うリーガルサービス

私たちは、法律に関する知識と情熱を活かして、困っている人の権利と機会を向上させることに力を注いでいます。これは、国際社会における正義と思いやりを促進するために尽力しているクライアントおよび組織と協力し、プロボノ（無償）で行うリーガルサービスを提供することで実現します。

すべてのプロボノ案件は、あらゆる専門職上の責任および倫理的責任の遵守を含め、有償の業務と同等の品質基準および実務活動の対象となります。とりわけ、これが意味することは次のとおりです：

- これには、クライアントのデューデリジェンスの実施、利益相反事項の確認、および当事務所の受入システムへのクライアントおよび案件の登録が含まれます。これにはパートナーによるプロボノ案件の承認が必須で、その後で業務が割り当てられます。
- また、パートナーは、適切なパートナーの監督とプロボノ案件への参加を手配する必要があります。

承認、改訂および権利放棄

ベーカー・マッケンジーの方針委員会は、2015年6月15日に全会一致でこの規範を承認し、採択しました。
この規範の改訂または放棄は、書面で行う必要があります。また、Executive Committee の許可を得る必要があります。

ベーカー・マッケンジーは、複雑な課題に対して統合的な解決策を提供します。

複雑なビジネス課題には、異なる市場、セクター、法律分野にわたる統合的な対応が必要です。ベーカー・マッケンジーのクライアント向けソリューションでは、豊富な実務知識および分野別専門知識、ならびに第一級の現地市場知識に裏打ちされた一貫した助言が提供されます。ベーカー・マッケンジーは、世界各地に 70 以上のオフィスを構え、クライアントとともに、つながった世界のためのソリューションを提供しています。

Peter Engstrom

General Counsel
Two Embarcadero Center, 11th Floor
San Francisco, CA 94111

+1 415 576 3025 (o)

+1 925 699 1223 (m)

peter.engstrom@bakermckenzie.com

Kerry A. Miller

Director of Professional Responsibility
300 East Randolph Street, Suite 4300
Chicago, IL 60601

+1 312 861 3837 (o)

+1 312 273 8052 (m)

kerry.miller@bakermckenzie.com

bakermckenzie.com

© 2023 Baker McKenzie. All rights reserved. Baker & McKenzie International (ベーカー・マッケンジーインターナショナル)は、世界各地にメンバーのローファームを持つグローバルな法律事務所です。専門サービス機関において使用される一般的な用語法に従い、「パートナー」に言及する場合は、当該法律事務所におけるパートナーまたはそれに準ずる者を意味します。同様に、「オフィス」という表現は、そのような法律事務所の事務所を意味します。これは、法域によっては、通知を必要とする「弁護士による広告」に該当する場合があります。過去の実績は、同様の結果を保証するものではありません。